

(仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例(素案)の概要

※着色部：意見提出手続実施時からの主な変更・追加箇所

1 条例の目的

動物の愛護・管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康・安全を保持するとともに、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害を防止することにより、「人(市民)が動物とともに生きる心豊かな社会の実現」に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例で用いる用語の定義を次のとおりとします。

- ①動物 物：動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)第44条第4項各号に掲げる動物
→牛, 馬, 豚, めん羊, 山羊, 犬, 猫, いえうさぎ, 鶏, いえばと, あひる, その他哺乳類・鳥類・爬虫類で人が占有(管理)する動物
- ②飼い主：動物の所有者・占有者(管理者)
- ③飼養施設：動物を飼養・保管するための施設
- ④係留等：動物の逸走(逃げ出すこと)や、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害を防止するために、綱, 鎖等につないだり, 住居, 柵, おり等の中に収容すること
- ⑤野犬：飼い主のいない犬

3 市(行政)・市民・飼い主の責務

市(行政)と市民が一体となって動物の愛護や管理に関する取組を推進するよう、市(行政)と市民、飼い主のそれぞれの責務(役割)を定めます。

(1) 市(行政)の責務

- ①動物の愛護・管理に関して必要な施策を策定し、市民と協力して実施するよう努めること。
- ②市民・動物関係団体(動物に関する活動, 教育等を行う民間団体)との連携・協働により、動物の愛護・管理に関する取組が推進されるよう必要な措置を講じること。
- ③動物の愛護・管理に関して必要な施策を円滑かつ効果的に実施するよう、国, 北海道その他の地方公共団体との密接な連携に努めること。

(2) 市民の責務

- 動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護・管理に関する施策に協力するよう努めること。

(3) 飼い主の責務

- ①命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、その動物の生態・習性・生理を理解することにより、動物の健康・安全を保持するよう努めること。
- ②飼養する動物が人の生命・身体・財産を侵害したり、人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。
- ③畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物の終生飼養（動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。）に努め、やむを得ず飼養が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。

4 飼い主の遵守事項

動物の飼養環境の適正化や向上、動物による人等への危害の防止や周辺的生活環境の保全等を図るため、飼い主の遵守事項を次のとおり定めます。

(1) 飼い主の遵守事項

- ①動物の種類、性質等に応じ、必要な給餌給水・運動・休息・睡眠を確保すること。
- ②動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講じること。
- ③動物の種類、性質等に応じた飼養施設を整え、これを適正に維持管理すること。
- ④動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと。
- ⑤動物のふん尿、毛、羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設とその周辺、公園、道路等の公共の場所や、他人の土地、建物等を汚染しないようにすること。
- ⑥動物の異常な鳴き声、悪臭等により、人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- ⑦動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること。
- ⑧動物が逸走した場合は、自らの責任において当該動物を捜索・収容するよう努めること。
- ⑨動物が逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、首輪、名札、マイクロチップの装着等、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。
- ⑩動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、避妊手術、去勢手術その他の措置を講じること。

(2) 犬の飼い主の遵守事項

- ①次のア～エの場合を除き、飼養する犬について常に係留等をしておくこと。
ア 犬を制御できる者が、人の生命・身体・財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園等の公共の場所を除く）や、害を加えるおそれのない方法で犬を訓練するとき。

- イ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して運動・移動させるとき。
- ウ 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用する
とき。
- エ その他規則で定める場合（※）に該当するとき。

※次のとおり規則で定める予定。

- ・展覧会、競技会その他これに類する催しで犬を使用するとき。
- ・生後90日以内のものであるとき。
- ・その他市の許可を受けたとき。

②飼養施設やその周辺の見やすい箇所に、犬を飼養している旨を表示すること。

（3）猫の飼い主の遵守事項

- 感染症・不慮の事故の発生を防止するため、また、周辺の生活環境を保全するために、猫を室内で飼養するよう努めること。

5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより、猫の繁殖や、ふん尿などによる生活環境の悪化などの問題が発生していることから、その責任と自覚を促すため、飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項を次のとおり定めます。

- 周辺の生活環境を保全するため、また、猫が増えないようにするために、必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないよう努めること。

6 犬・猫の多頭飼養の届出

近年、旭川市においても、多頭飼育崩壊が発生していることを踏まえ、犬・猫の多頭飼養の実態を事前に把握し、飼い主に適正飼養について助言・指導を行うため、犬・猫を10頭以上飼養する場合の届出規定を設けます。

- ①犬・猫（生後91日以上）を10頭以上飼養することとなった日から30日以内に、市にその旨を届け出ること。（動物取扱業者その他規則で定める者（※）を除く。）

※次のとおり規則で定める予定。

- ・国・地方公共団体
- ・獣医療法に基づく診療施設（動物病院）の開設者
- ・化製場等に関する法律に基づく動物（犬）の飼養・収容の許可を受けた者
- ・教育・試験研究・生物学的製剤の製造の用に供するために犬・猫を飼養する者

- ②届出内容に変更があった場合には、その変更があった日から30日以内に市に届け出ること。

- ③犬・猫（生後91日以上）の飼養数が10頭未満となった場合には、その日から30日以内に市に届け出ること。

- ④市は、届出した者が飼養する犬・猫の健康・安全を保持するため、また、周辺的生活環境の保全を図るために必要な限度において、届出した者に対し、犬・猫の飼養方法等について必要な助言・指導を行うことができること。
- ⑤違反者（無届出・虚偽の届出）には、5万円の過料を科すこと。

7 災害発生時の措置

近年、全国的に地震、火災その他の災害が発生している状況を踏まえ、災害が発生した際、市や飼い主などがとるべき措置について、次のとおり定めます。

- ①市・市民・動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の救助に努めること。
- ②飼い主は、災害が発生した場合における動物の適正な飼養の準備を事前に行い、災害が発生した場合には、飼養する動物の保護や、動物による事故の発生の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難に努めること。

8 飼い主からの動物の引取り、野犬の捕獲など

動物愛護管理法には規定されていない犬・猫以外の動物の引取りについて規定します。また、所有者からの引取りについて、犬・猫同様に手数料を徴収します。

（1）犬・猫の引取り

- ①市は、犬・猫の引取りを求めようとするその所有者に対し、安易に犬・猫の飼養を放棄せず、これらを終生飼養することを求める。
- ②市が犬・猫を引き取るときは、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。

（2）その他の動物の引取り

- ①市は、犬・猫以外の動物であって市が認める動物の引取りをその所有者から求められた場合、所有者が継続して飼養することができないやむを得ない理由があるときは、これを引き取るものとする。
- ②引取り手数料は、犬・猫と同額程度を予定。

【参考：現在の犬・猫の引取り手数料】

- ・生後91日以上：1頭・1匹につき2,140円
- ・生後91日未満：1頭・1匹につき450円

（3）野犬の捕獲など

- ①市は、係留等をされていない飼い主のいる犬や野犬を捕獲することができる。
- ②野犬等が人の生命・身体・財産に害を加えた場合や、害を加えるおそれがある場合において、野犬等を捕獲することが著しく困難であるときは、薬物を使用することができる。

9 収容動物の取扱い

旭川市動物愛護センター「あにまある」に収容する動物の取扱いについて、次のとおり定めます。

【収容する動物】

- ・ 飼い主から引き取った犬・猫 <動物愛護管理法第35条第1項>
- ・ 拾い主から引き取った飼い主が判明しない犬・猫 <同法第35条第3項>
- ・ 市で収容した病気・怪我をした犬，猫等の動物 <同法第36条第2項>
- ・ 飼い主から引き取ったその他の動物 <8の(2)>
- ・ 捕獲した野犬等 <8の(3)>

(1) 収容動物の公示・処分

- ① 飼い主の判明している動物については、飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行う。
- ② 飼い主の判明しない動物については、収容した旨を公示する。
- ③ 通知・公示したにもかかわらず、飼い主がその動物を引き取らないときは、譲渡等の方法により処分することができる。

(2) 収容動物に対する治療等

- 収容動物を適正に保管するとともに、必要に応じて治療、繁殖防止その他の措置を講じる。

(3) 収容動物の譲渡

- 飼い主から引き取った動物，飼い主への通知・公示後，処分することができる動物については，その飼養を希望する者で，適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

10 犬による事故発生の届出など

犬が人や他の動物をかむなどの事故を起こした場合，犬の飼い主がとるべき措置を定めます。また，市が犬の飼い主に対して必要な措置を命じることができるようにします。

- ① 犬の飼い主は，犬が人や他の動物（哺乳類）をかんだとき，直ちに適切な応急処置と，新たな事故の発生を防止する措置を講じ，事故の状況などについて市に届け出るとともに，かんだ犬を獣医師に検診させること。
- ② 犬にかまれたとき，かまれた者や，かまれた動物の飼い主等は，速やかにその旨を市に通報すること。
- ③ 市は，飼い主のいる犬が人の生命・身体・財産に害を加えたときや，害を加えるおそれがあると認める場合，犬の飼い主に対し，犬の係留等，犬への口輪の装着その他必要な措置を命じることができる。

11 立入調査など

市は、飼い主その他の関係者に必要な助言、指導等を行うため、この条例の施行に必要な限度において、飼い主等から必要な事項の報告を求めたり、動物が飼養・保管されている場所に立ち入り、飼養の状況等を調査することができるようにします。

12 罰則

現在、「旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例」において規定している犬の係留違反等に関する罰則について、次のとおり整理します。

また、法人などの事業主体の代表者や従業者などが、その事業に関して違反行為をした場合、違反行為をした者のほか、その事業主体に対しても罰金を科すこととします（両罰規定）。

※ 罰則の内容については、関係機関との協議の結果、変更となる場合があります。

(1) 10万円以下の罰金

- ①係留等が不要である場合を除き、犬の係留等をしなかったとき。 <4の(2)>
- ②飼養する犬が人や他の動物（哺乳類）をかんだ際、必要な届出をしなかったときや虚偽の届出をしたとき。 <10>
- ③人等に害を加えた犬や、害を加えるおそれのある犬の飼い主に対して市が行った必要な措置の命令に従わなかったとき。 <10>
- ④条例の施行に必要な限度において市が実施する立入調査を拒否・妨害・忌避したとき、飼い主その他の関係者が必要な報告を行わなかったときや虚偽の報告をしたとき。 <11>

(2) 5万円以下の罰金

- 犬を飼養している旨を表示しなかったとき。 <4の(2)>

13 施行時期

令和3年4月1日の施行を予定しています。

ただし、6の犬・猫の多頭飼養の届出について、施行日（令和3年4月1日）の時点で既に10頭以上飼養する者に対しては、令和3年6月30日までに届け出なければならないこととします。